

令和元年度競技スポーツ活性化推進事業

【イ】国体ふるさと選手支援事業

1 目的

国民体育大会におけるふるさと選手制度の活用を促進することで、本県の競技力向上に資するとともに、国民体育大会上位入賞を足掛かりに国際大会等で活躍できるトップアスリートを育成する。

さらに、本県から支援を受けたトップアスリートの帰属意識を高め、県内の指導者として次世代アスリートを育成するなど、スポーツ人材の好循環を促す。

2 補助対象競技

県体育協会加盟 4 1 競技団体に所属するふるさと選手

3 補助対象事業

各競技団体が指定する強化指定選手のうち、国民体育大会に出場する優秀なふるさと選手の当年度の遠征・合宿費用の一部を補助する。

優秀なふるさと選手：平成30年1月～12月に開催された全国規模の大会（詳細は以下のとおり）において、上位（8位以内）入賞を果たした者（団体戦の場合は、試合に出場した者）のうち、当該年度の国民体育大会（九州ブロック大会を含む）に出場するふるさと選手。

全国規模の大会について

- ・ 競技別全日本選手権大会 ※ただし、年齢別・種目別等の競技大会は対象としない。
- ・ 競技別全日本学年選手権大会及び中央競技団体が主催する全国大学選抜大会
- ・ 中央競技団体が主催する全国都道府県対抗競技大会
- ・ 全国高等学校総合体育大会及び中央競技団体が主催する全国高等学校選手権大会・選抜大会
- ・ 全国中学校体育大会及び中央競技団体が主催する全国中学校選手権大会・選抜大会
- ・ 国民体育大会
- ・ 中央競技団体が主催する競技別全日本ジュニア選手権大会  
 ※ただし、該当大会は次の条件も満たす大会とする。  
 全国で「予選」または、「成績等による選抜」を行い、該当年代のすべての競技者を参加対象とするもの。
- ・ 上記大会と同等と本会を認める大会
- ・ 全国規模の大会以上の国際大会（オリンピック、世界選手権、アジア大会等）に出場した選手については、本会で精査の上、優秀なふるさと選手として扱う。

(国体ふるさと選手支援事業)事務の流れ

4 指定期間

契約締結の日から令和2年3月末まで

5 補助額

事務局で精査のうえ、決定する。

6 補助対象経費

旅費（交通費・宿泊費）のみとする。

7 留意事項

報告については、領収書の原本を提出すること。

